

規程類の訂正は、他社 同様、訓練時間内か超勤 扱いで実施しろ！！

■先日、あるユニオン組合員から《規程類の訂正は業務だから、訂正に要した時間は労働時間とすべきだ!》と相談されました。極当たり前な主張だと私達も賛同します。
早速、大阪第二運輸所福田指導科長に、規程類の訂正時間について確認しました!!

組合員: 共通掲示にある規程類の訂正は業務指示ですか。

指導科長: うん。

組合員: 掲示に訂正する時間の扱いについて記載されていないが、曖昧な指示にすぎない。

指導科長: だから、今まで通り手待ち時間だ。

組合員: 乗務員の労働時間に手待ち時間はない。いい加減な事を言ってもらったら困る。

指導科長: だから、段落ち時間、手待ち時間だ。

組合員: また、いい加減な! 段落ち時間もない、あるのは準備報告時間ですわ。私は12月1日、416 行路出勤前に自己の時間で訂正しました。超勤実績表に記載したので承認して下さい。

指導科長: 認められない。堂々巡りになる。

組合員: 私が自己の時間で訂正したのは事実である。認めない事は不法行為になる。そもそも、訂正または、訂正内容の理解を乗務員だけに押し付け事が問題で、訓練等の労働時間内に訂正、説明すべきだ。安全規範にも規程類の重要性は記載されており、会社のやり方では安全は担保できない。

指導科長: 俺はぶれないで! それしか返さんで。

**規程類の訂正は業務だ!
会社は正当な時間管理を行え!!**

規程類の訂正は、他社 同様、訓練時間内か超勤 扱いで実施しろ！！

■先日、あるユニオン組合員から《規程類の訂正は業務だから、訂正に要した時間は労働時間とすべきだ!》と相談されました。極当たり前な主張だと私達も賛同します。
早速、大阪第二運輸所福田指導科長に、規程類の訂正時間について確認しました!!

組合員: 共通掲示にある規程類の訂正は業務指示ですか。

指導科長: うん。

組合員: 掲示に訂正する時間の扱いについて記載されていないが、曖昧な指示にすぎない。

指導科長: だから、今まで通り手待ち時間だ。

組合員: 乗務員の労働時間に手待ち時間はない。いい加減な事を言ってもらったら困る。

指導科長: だから、段落ち時間、手待ち時間だ。

組合員: また、いい加減な! 段落ち時間もない、あるのは準備報告時間ですわ。私は12月1日、416 行路出勤前に自己の時間で訂正しました。超勤実績表に記載したので承認して下さい。

指導科長: 認められない。堂々巡りになる。

組合員: 私が自己の時間で訂正したのは事実である。認めない事は不法行為になる。そもそも、訂正または、訂正内容の理解を乗務員だけに押し付け事が問題で、訓練等の労働時間内に訂正、説明すべきだ。安全規範にも規程類の重要性は記載されており、会社のやり方では安全は担保できない。

指導科長: 俺はぶれないで! それしか返さんで。

**規程類の訂正は業務だ!
会社は正当な時間管理を行え!!**

規程類の訂正は、他社 同様、訓練時間内か超勤 扱いで実施しろ！！

■先日、あるユニオン組合員から《規程類の訂正は業務だから、訂正に要した時間は労働時間とすべきだ!》と相談されました。極当たり前な主張だと私達も賛同します。
早速、大阪第二運輸所福田指導科長に、規程類の訂正時間について確認しました!!

組合員: 共通掲示にある規程類の訂正は業務指示ですか。

指導科長: うん。

組合員: 掲示に訂正する時間の扱いについて記載されていないが、曖昧な指示にすぎない。

指導科長: だから、今まで通り手待ち時間だ。

組合員: 乗務員の労働時間に手待ち時間はない。いい加減な事を言ってもらったら困る。

指導科長: だから、段落ち時間、手待ち時間だ。

組合員: また、いい加減な! 段落ち時間もない、あるのは準備報告時間ですわ。私は12月1日、416 行路出勤前に自己の時間で訂正しました。超勤実績表に記載したので承認して下さい。

指導科長: 認められない。堂々巡りになる。

組合員: 私が自己の時間で訂正したのは事実である。認めない事は不法行為になる。そもそも、訂正または、訂正内容の理解を乗務員だけに押し付け事が問題で、訓練等の労働時間内に訂正、説明すべきだ。安全規範にも規程類の重要性は記載されており、会社のやり方では安全は担保できない。

指導科長: 俺はぶれないで! それしか返さんで。

**規程類の訂正は業務だ!
会社は正当な時間管理を行え!!**

規程類の訂正は、他社 同様、訓練時間内か超勤 扱いで実施しろ！！

■先日、あるユニオン組合員から《規程類の訂正は業務だから、訂正に要した時間は労働時間とすべきだ!》と相談されました。極当たり前な主張だと私達も賛同します。
早速、大阪第二運輸所福田指導科長に、規程類の訂正時間について確認しました!!

組合員: 共通掲示にある規程類の訂正は業務指示ですか。

指導科長: うん。

組合員: 掲示に訂正する時間の扱いについて記載されていないが、曖昧な指示にすぎない。

指導科長: だから、今まで通り手待ち時間だ。

組合員: 乗務員の労働時間に手待ち時間はない。いい加減な事を言ってもらったら困る。

指導科長: だから、段落ち時間、手待ち時間だ。

組合員: また、いい加減な！段落ち時間もない、あるのは準備報告時間ですわ。私は12月1日、416 行路出勤前に自己の時間で訂正しました。超勤実績表に記載したので承認して下さい。

指導科長: 認められない。堂々巡りになる。

組合員: 私が自己の時間で訂正したのは事実である。認めない事は不法行為になる。そもそも、訂正または、訂正内容の理解を乗務員だけに押し付け事が問題で、訓練等の労働時間内に訂正、説明すべきだ。安全規範にも規程類の重要性は記載されており、会社のやり方では安全は担保できない。

指導科長: 俺はぶれないで！それしか返さんで。

**規程類の訂正は業務だ！
会社は正当な時間管理を行え！！**

規程類の訂正は、他社 同様、訓練時間内か超勤 扱いで実施しろ！！

■先日、あるユニオン組合員から《規程類の訂正は業務だから、訂正に要した時間は労働時間とすべきだ!》と相談されました。極当たり前な主張だと私達も賛同します。
早速、大阪第二運輸所福田指導科長に、規程類の訂正時間について確認しました!!

組合員：共通掲示にある規程類の訂正は業務指示ですか。

指導科長：うん。

組合員：掲示に訂正する時間の扱いについて記載されていないが、曖昧な指示にすぎない。

指導科長：だから、今まで通り手待ち時間だ。

組合員：乗務員の労働時間に手待ち時間はない。いい加減な事を言ってもらったら困る。

指導科長：だから、段落ち時間、手待ち時間だ。

組合員：また、いい加減な！段落ち時間もない、あるのは準備報告時間ですわ。私は12月1日、416 行路出勤前に自己の時間で訂正しました。超勤実績表に記載したので承認して下さい。

指導科長：認められない。堂々巡りになる。

組合員：私が自己の時間で訂正したのは事実である。認めない事は不法行為になる。そもそも、訂正または、訂正内容の理解を乗務員だけに押し付け事が問題で、訓練等の労働時間内に訂正、説明すべきだ。安全規範にも規程類の重要性は記載されており、会社のやり方では安全は担保できない。

指導科長：俺はぶれないで！それしか返さんで。

**規程類の訂正は業務だ！
会社は正当な時間管理を行え！！**